

プロレタリア独裁の国家形態にかんする歴史的研究 (1) : フランス大革命における国家観

柳, 春生
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/1551>

出版情報 : 法政研究. 34 (3), pp.17-41, 1968-01-15. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

プロレタリア独裁の国家形態にかんする

歴史的研究所 (一)

——フランス大革命における国家観——

柳 春 生

問題の提起

私は、前稿「プロレタリア独裁の国家形態にかんするカール・マルクスの学説」のなかで、歴史的に最初のプロレタリア独裁の国家形態たるパリ・コミューンの意義にかんするマルクスの見解と、この国家形態は革命における人民大衆の創造になるものであること、とを詳述した。マルクスは、パリ・コミューンの本質は労働者階級の政府であり、しかも「そのもとで労働者階級の経済的解放がなしとげられうる、ついに発見された政治形態であった。」^(一)という確信に達し、「労働者階級は既成の国家機構をそのまま掌握して、自分自身の目的のために行使することはできない。」^(二)という不滅の意義をもつ命題を「共産党宣言」一八七二年序文のなかに挿入した。そして、フリードリヒ・エングルスは、西ヨーロッパの労働者階級の政治的成熟とプロレタリア革命のあらゆる可能な形態を展望しつつ、一八九一年「エルフルト綱領草案批判」のなかで、「民主主義的共和制は、すでにフランスの偉大な革命が示したよう

説 論

に、プロレタリア独裁に特有な形態ですらある。」^(三) という著名な命題を提起した。エンゲルスのこの権威ある命題はヨーロッパのすべてのマルクス主義者に決定的な影響をあたえた。

レーニンは、一九一五年「ヨーロッパ合衆国のスローガンについて」のなかで、「経済的および政治的發展の不平等性は、資本主義の無条件的な法則である」という認識のもとに、「社会主義の勝利は、はじめは少数の資本主義国で、あるいはただ一つの資本主義国でも可能である」^(四) という重要な結論を導きだすとともに、一國で勝利したプロレタリアートはこの革命を他の資本主義諸国にたいして拡大してゆかねばならない、という世界革命の理論を展開し、その際、「プロレタリアートがブルジョアジーを打倒して勝利を獲得するばあいの社会の政治形態は、民主主義的共和制であろう」^(五) と述べた。だが、かの民主共和制にかんするエンゲルスの命題は、マルクス主義者たちによって議會制的共和制として狭い意味に、誤って解釈されていた。^(六) それゆえに、レーニンは、労働者代表ソヴェトを発生せしめた一九〇五年と六年ロシアにおける第一次ブルジョア民主主義革命、労働者・兵士代表ソヴェトを創出した一九一七年第二次ブルジョア民主主義革命の経験に学び、一九一七年四月テーゼにおいて、「議會制共和国ではなくて、全国にわたる、上から下までの労働者・雇農・農民代表ソヴェトの共和国。警察、軍隊、官僚の廃止」^(七) と述べ、さらに、「わが革命におけるプロレタリアートの任務」のなかで、「……社会主義へうつるのに國家が必要である、だが、普通の議會主義的ブルジョア民主主義共和国のような國家ではなくて、一八七一年のパリ・コミューンのような、一九〇五年と一九一七年の労働者代表ソヴェトのような國家が必要である……」^(八) とかき、「労働者代表ソヴェトは、ただ、一つ可能な革命政府の形態である」^(九) と規定した。

以上から、つぎのことが問題点として指摘されうる。第一に、エンゲルスにおけるプロレタリア独裁の國家形態としての民主主義的共和制という概念は、たんなる議會制共和国という意味でなく、広義のプロレタリア的な民主主義

共和制という意味で、勿論、パリ・コミューン型国家をも含む、と理解すべきである。第二に、マルクスが「ゴータ綱領批判」で指示したように、プロレタリア独裁は、資本主義から共産主義社会の第一段階への過渡期の国家であり、しかも、国家自体の死滅への過渡でもある。そして、重要なことであるが、このプロレタリア独裁は、その端初においてはプロレタリア革命の革命権力として把握せらるべきである。

以下の論述は、前稿につづき、プロレタリア独裁の国家形態としての民主共和制の歴史的意義を追求する歴史的研究の第一部をなすものである。

（一）

すべての問題は、それを正しく把握するためには、いかに困難であろうとも、その始原において追求されねばならない。だが、それは始原においてとともに、発展において研究されねばならない。この点について、マルクスは、その論文「道德的批判と批判的道德」のなかでつぎのように指摘している。

「すべて発展というものは、その内容がどうあろうとも、ある段階が他の段階の否定になっているというふうに関連しているころの、いろいろの発展段階の一系列として現われる。たとえば、ある国民が絶対君主制から立憲君主制へと発展をつづけるとすれば、それは、それ以前の政治的定在を否定するのである。どんな領域でも、より以前の存在様式を否定しないでは、発展をとげることはできない。否定を道德のことばに翻訳すると、拒否である。」⁽⁺⁾

マルクスは、このように抽象的に規定された発展の思想を、具体的にプロレタリアートの階級的な現実関係に適用して、述べる。

「今日のブルジョア的所有関係は、ブルジョアジーがその所有関係を守るために組織した国家権力によって『維持』さ

れている。だから、プロレタリアは政治権力がすでにブルジョアジーの手中にあるときには、それを打倒しなければならない。^(十二) 彼ら自身が権力に、なによりもまず革命的権力にならなければならない。」

マルクスは、ここでは、ブルジョア的所有関係を廃棄する槓杆としてのプロレタリアートの革命的権力について述べている。しかし、革命権力という観念は、ブルジョア民主主義革命としての性格をもつにいたったかのフランス大革命の過程において、モンタニヤールの独裁の時期に「臨時革命政府」という形態で史上はじめて提起された。そして、マルクスは、フランス大革命との対比において一八四八年フランス、ドイツにおけるブルジョア民主主義革命とその革命権力の特質とを描出しつつ、さらにパリ・コミューンの性格を規定した。よって、まず、フランス大革命が創出したもっとも民主主義的な憲法である、一七九三年憲法の人権宣言における国家観から検討する。

(一)

フランス大革命は、革命の第一段階、すなわち一七八九年七月、国民議会による封建制度廃止の決議、八月、人権宣言の採択、ならびに一七九一年九月、フランス憲法制定による立憲君主制への移行と大ブルジョアジーの支配、から革命の第二段階、即ち一七九二年八月、人民蜂起を契機として、九月、君主制の廃止と共和制の宣言をつうじて所謂ジャコバン党の独裁の時期に入^(十三)った。一七九三年六月フランス共和国憲法が制定されたが、革命の緊急・非常措置、所謂恐怖政治の必要によってこの憲法の実施は延期され、ここに臨時革命政府が創設された。この過程における問題点を詳述する。

一七八九年八月二十六日憲法制定国民議会 (Assemblée nationale constituante) によって採択された「人および市民の権利の宣言」(Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen.) は、国家統治の普遍的原則をつぎのよう

に宣布した。即ち、それは、人の消滅することのない自然権として、自由 *liberté*, 所有権 *propriété*, 安全 *sûreté*, 圧制への抵抗 *résistance à l'oppression* (第二條) を確認し、所有権を「神聖にして不可侵の権利」と規定した。

さらに、それは、国民主権の原則 (*souveraineté dans la nation*) を、「あらゆる主権の原理は、本質的に国民 *nation* に存する。」(第三條)、「法は総意 *volonté générale* の表現である。」(第六條)と表現し、そして最後に、権力分立の原則を、「権力の保障が確保されず、権力の分立が規定されないすべての社会は、憲法をもつものではない。」(第十六條)と規定した。

旧制度の「死亡証書」^(十三)といわれる人権宣言の内容については三つの点が問題となる。第一に、なぜ国民主権という表現をとったのであろうか。ルフェーブルは、「権力そのものは共同体から発し共同体の管理のもとにおかれる……」^(十四)と説明しているが、それでは、この共同体の構成員には君主もまた入るのであろうか。河野健二氏は、「王と人民を含めた国民主権論」^(十五)と解されているようである。ともかく、人民主権論とは理解されえない。

第二に、言論、思想の自由については述べられているが(第十一條)、結社の自由については觸れられていない。^(十六)ソブールは、結社の自由はブルジョアジーに危険だと思われたからである、と説明しているが、結社の自由と密接な関連にある労働者の団結の自由についてどのように考慮されたか、ということがむしろ問題である。すでに革命の前夜にフランスにおける資本制生産は著しく進展し、労働者数も集中的に増加していた。^(十七)一八七九年七月〜八月憲法制定国民議会における審議の過程で生存権、労働権の思想が表明された。八月三日の会議でマルーエ (Malouet) はつぎのように述べている。

「あなた方の配慮が必要なのは、貧困なかつ賃金で生活する階級、自己の職務、自己の勤労でしか生活できない階級である。生存と労働を保障しなければならないのは、このような階級のためである。」^(十八)

ここには、アンリ・ミシエルが指摘しているように、労働者階級のための労働権 *droit au travail* の観念が表現されている。^(十九)しかし、それにもかかわらず、憲法制定国民議会が労働者の団結権をとりあげなかった理由として、マチエはつぎのように述べている。この宣言は、「しかし職業組合や同業組合をにくんだために、団結権を無視した。」^(二十)だが、ルフェーブルはつぎのように説明している。「宣言は団結権に関してもはや何も述べていないが、それは、憲法制定議会が団結権を明瞭に禁止しようとする意図を持っていたからではない。なぜならば革命結社が革命的組織の中でもっとも強力な支柱の一つになっていた一方、僧族がその固有の組織を保てなくなった時に、団結権を制定するのは時宜に適っていなかったからである。」^(二十一)すなわち、ルフェーブルは、一七八九年の憲法制定国民議会の主要な関心が過去の旧制度の破壊にあった、とみているかぎり、マチエの見解と根本的にはことならない。革命のこの段階においては、いかに革命が民衆の介入によって推進されたとはいえ、革命の指導者がブルジョアジーであったかぎり、労働者階級と労働運動の未成熟が団結権の肯定にまですすまなかったことの真の原因とみらるべきではなからうか。この点はシャプリエ法にも関連する問題点として、なお説明は今後にのこされている。

第三に、「宣言」は第一条において、「人は自由なものとして、かつ権利において平等なものとして出生し、生存する。」と宣言する。この万人の平等の宣言は、封建制度と絶対君主制のもとに抑圧されたすべての人々のエネルギーを解放した。しかし、自由は、封建制度の廃止を契機として、すでにその胎内で生成していた生産手段と生産物とに対する私的所有を確認した。一八四三年にフランス大革命を体系的に研究したマルクスは、^(二十二)「ユダヤ人問題によせて」のなかで「人権宣言」を分析し、とくに近代的所有権の本質を暴露した。「自由という人権 *Menschenrecht* の実際上の適用は、私的所有 *Privateigentum* という人権である。」^(二十三)彼は、「ヘーゲル國法論の批判」のなかで、「私有財産の権利は、使用および処分、^(二十四)の権利であり、物にたいする恣意の権利 *Das Recht der Willkür* である。」と規定してい

る。だから、人間は、「所有から解放されたのではなく、所有の自由を得たのである。」^(二五)

それゆえに、フランス大革命は、政治的解放、政治的革命、すなわち、旧社会、封建制度の解体、換言すれば、市民社会の革命、その封建社会からの解放である。たしかに、新しい政治的共同体たる国家においては、人は平等な公民 *citoyen* であるにもかかわらず、現実には、市民社会の成員、ブルジョア *bourgeois* としての人間、利己的な人間の諸関係が政治的國家の土台となっている。だから、マルクスは、政治的解放の本質を、「いわゆる人権、すなわち公民の権利とは区別された人の権利が、市民社会の成員の権利、すなわち利己的な人間の、人間と共同体とから切りはなされた人間の、権利にほかならないという事実」^(二六) にもとめる。「私的所有の人権は、任意に、他人にかまわずに、社会から独立に、その資力を収益したり処分したりする権利、つまり利己の権利 *Das Recht der Eigennutzes* である。」^(二七) したがって、政治的革命的限界は、市民生活をその構成部分に解消するのみで、この構成部分そのものを革命し、批判することをなさない、という点にある。それゆえに、マルクスは、市民社会の解放としての政治的解放から、真の人間解放を区別する。

「現実の人間は利己的な個人の姿ではじめてみとめられ、真の人間は抽象的な公民の姿ではじめてみとめられる。」^(二八) したがって、「あらゆる解放は、人間の世界を、諸関係を、人間そのものへ復帰させることである。」^(二九) しかるに、「政治的解放は、一方では市民社会への、利己的な独立した個人への、他方では公民 *Staatsbürger* への、道徳的人格への人間の還元である。」^(三〇) すなわち、「政治的解放」は、社会の「部分的解放」であって、「全般的解放」たりえない。だが、マルクスは、「フランスでは、部分的解放が全般的解放の基礎である」^(三一) とみている。こうして、彼は、政治的解放と人間解放とを対立せしめている。政治的國家は、自己の構成員を平等な公民として表現するとともに、市民社会の成員、ブルジョアの利己的権利を「神聖な権利」として承認する、という自己矛盾をもっている。それゆえ

に、真の人間解放は、この矛盾と対立の止揚によってのみ達成される^(三二)。このことを、マルクスはつぎのように表現している。

「現実の個別的な人間が、抽象的な公民を自分のうちにとりもどし、個別的な人間のままでありながら、その経験的な生活において、その個人的な関係において、類的存在^(三三)となったときはじめて、つまり人間が自分の『固有の力』を社会的な力として認識し組織し、したがって社会的な力をもはや政治的な力の形で自分から切りはなさないときにはじめて、そのときにはじめて、人間の解放は完成されたことになるのである^(三四)。」

このように、マルクスは、「人権宣言」のブルジョア的性格を鋭く指摘しつつ、人間解放の思想に到達した。人間解放とは、オイゼルマンが解するように、社会的変革を意味する^(三五)。コルニユは、私的所有の廃棄の意味に解しているが、かつ帰するところオイゼルマンと同じ結論といえようが、その根拠をどこに求めているか、典拠を明示していない。おそらく、「人間は宗教から解放されたのではない。宗教の自由を得たのである。所有から解放されたのではない。所有の自由を得たのである^(三六)。」という言辞にあらわれている。「所有からの解放」こそ、私的所有の矛盾からの解放、つまりその否定を意味する、といえるであろう。そして、マルクスは、ついで、「法哲学批判」のなかで、はっきりとプロレタリアートの解放、プロレタリアートによる私有財産の否定の思想を明示する^(三七)。そして、エンゲルスはこの論理を「反デュリング論」のなかで明瞭につらぬいている。

「しかし、よく知られているように、ブルジョアジーが封建的な市民階級の殻をぬぎすてるその瞬間から、中世的身分であったものが近代的階級にうつってゆくその瞬間から、ブルジョアジーは、つねにまた不可避免的に、自分の影法師であるプロレタリアートをともなっている。階級の特権の廃止というブルジョア的要求が提出されるその瞬間からそれとらんで、階級そのものの廃止というプロレタリア的要求があらわれる^(三八)。」

一七九一年九月に制定されたフランス憲法（*Constitution Française*）は、一七八九年人權宣言の全十七条をそのまま前文に挿入した。しかし、この憲法は立憲君主制を採用した。これにさきだち一七九一年六月ル・シャプリエ法（*Loi le Chapelier*）すなわち「同一の身分あるいは職業の労働者ならびに職人の団体に關する法令」（*Décret relatif aux assemblées d'ouvriers et artisans du même état et professions*）は労働者の團結とストライキを禁じた。^(三九)この法律の評価についてはきわめて困難な問題があるが、一応諸説を検討する。

ジャン・ジョレスは、「社会主義史」第一卷のなかで、この法律が労働者のあらゆる團結を破壊する恐るべき法律であることを認めつつも、つぎのように述べている。

「この禁止の法令は、七五年間フランスの労働者の上にのしかかった。この法令は無産者を処罰せしめることに非常に役立ったので、それは最も尖鋭な階級精神と、最も偏狭なブルジョアの利己主義を彼らに表象しているとも言える位である。一七九一年六月十四日の法令が、『人權』の革命の下にあって、最もはっきりした階級の肯定の一つであることは争われない。しかし、おそらく一七九一年において、また革命的なブルジョア階級の精神において、その法令は、未だ社会進化がその後与えた残忍性をおそらく持っていなかったらしい。なぜなら、ブルジョア階級と無産階級の間の階級的対立は、その頃には微かに示されていたに過ぎなかったからである。真に、階級の深遠な運動を追求しようと欲する歴史家は、六月十四日の法令が、同時代に対してもっていた意味を検討せねばならぬ。」^(四〇)

ジョルジュ・リュードはその論文「労働者と革命政府」のなかで、当時の革命家たちの労働運動にたいする無理解についてつぎのように述べている。

「それにもかかわらず、革命はブルジョア革命たるにとどまった。革命的な指導者や幹部のあいだのもっとも誠実な民主主義者ですら、労働者と使用者の問題の理解にいたらなかった、ましてや問題を解決しなかった。一七九一年

六月憲法制定國民議會が労働者から團結権を奪ったところのル・シャプリエ法を制定したとき、ただ一人の民主主義的代議員も、ペチヨンもロベスピエールもそれに反対しなかった。この時代の卓越した頭腦のうち、マラーがそれに反対した唯一の人であつた。しかし、彼もまた、この法律が労働者に彼の『雇主』と賃金問題にかんして同一資格で交渉する権利を現実に奪うとは考えなかった。そして、この法律が一度び制定されたとき、モンターニュはこれを再び廢止しようとしなかった。マラーもまた、貧困者達および社会から排斥されている人々にたいして深い同情をもつていたにもかかわらず、労働問題を理解せず、労働者の特殊利益をも決して理解していなかった。^(四二)

アルベール・ソブールは、ブルジョアジーがもっぱら自己の利害關係から労働問題をみた、という見地から、シャプリエ法は労働者の團結とストライキとを禁止し、彼をして使用者に対して無力にした、と述べている。^(四三)

このように、諸見解や観点の相違があるにせよ、シャプリエ法がブルジョア革命としてのフランス革命によってきりひらかれた産業資本の発展とともに必然的に成長する労働運動と階級闘争に対し資本の利益において阻止的・抑圧的役割を演じた、ということは否定しえないであろう。この点を強調して、マルクスは「資本論」にて全法を鋭く批判する。

「革命の嵐が始まるや否や、フランスのブルジョアジーは、労働者がやっとかち取ったばかりの團結権を、再びその手から剝奪した。一七九一年六月十四日の布告により、彼等はいっさいの労働者團結をもつて『自由、人権、言と、に対する襲撃』だと宣言し、五〇〇リーヴルの罰金と一年間の能動的市民権剝奪とをもつて処罰すべきものとした。国家の警察権をもつて資本と労働との競争戦を資本に好都合な埒内に押しこめるこの法律は、諸革命や王朝交代よりも長続きした。恐怖政治さえもこれには手を触れなかった。それは、つい先頃やっと刑法法典から抹殺された。このブルジョアのクーデターの口実以上に特徴的なものはない。報告者ル・シャプリエはいう、——『労賃が今日より

も高くなって、これを受取る者が、生活必需品の欠乏にもとづく殆んど奴隷的従属たる絶対的従属から解放されるのは望ましいことではある』が、しかし、労働者たちが彼等の利害について協議し、共同行動をとり、もって彼等の『殆んど奴隷制たる絶対的従属』を緩和することは、許されない。ただし、彼等はこれによって『彼等のかつての親方——今の企業家——の自由』（労働者を奴隷状態に維持する自由！）を侵害するからであり、また、かつての同職組合親方の専制に対抗する団結は、——何を云いだすか当ててみよ！——フランス憲法によって廃止された同職組合の再建だからである！と。^(四三)

たしかに、この法律は、トムソンも述べているように、一八四八年の革命まで取消されなかった。^(四四) フランス大革命は「ブルジョア民主主義革命の典型」^(四五)とさえいわれているが、ただ、その原因はなんであれ、労働基本権を認めていないブルジョア民主主義革命とみななければならない。この認識は、現代的視角においてとくに重要である。

一七九二年九月、対内的には八月十日の人民蜂起と対外的にはヴァルミー（Valmy）の勝利を契機として、新憲法制定の任務をもつ、普通選挙によって選ばれた国民公会（La Convention nationale）が成立し、一七九一年憲法における立法議会 [L'assemblée nationale législative] ^(四六) にかわった。国民公会は、人民蜂起を基礎とした革命権力として全権力を掌握した。^(四七) 一七九三年六月二四日制定されたフランス共和国憲法における人権宣言は一七八九年のそれより前進している、とソブールも評価している。この人権宣言はモンタニヤールの思想を表現しているといわれているが、まづロベスピエールの見解との比較においてこれを検討しよう。

ロベスピエールは、一七九二年十二月二日国民公会における演説のなかで生存権を第一位の人権としてあげた。

「社会の第一の目的は何であるか。それは人間の不可譲な諸権利の維持である。これらの権利のうちの第一のものはなにか？ それは、生存する権利である。」

したがって、社会の第一の法 *la première loi sociale* は社会のすべての成員に生存手段を保障する法である。他のすべてのものは、これに従属する。所有権は、この法を強固にするために設定され、保障されるにすぎない。：人間に必要な食糧は、生命そのものと同じほど神聖なものである。生命を保持するのに欠くことのできないものはすべて、社会全体の共有財産 *une propriété commune* である。余剰だけが個人財産である。……」^(四八)

ロベスピエールはこの生存権の観念を一七九三年四月二十四日国民公会に提出した人権宣言草案のなかにつきのよう

に表明した。

第一条 すべての政治的社会の目的は、人間の自然にして時効にかからない権利の維持、およびすべてのその才能の發揮にある。

第二条 主要な人権とは、人間の生存の維持に備える権利と自由とである。

第三条 これらの権利は、人間の肉体的および精神的差異がどのようなであれ、平等にすべての人間に属する。平等の権利は、自然によって設定される。

第一〇条 社会は、すべてのその構成員に対し彼らに仕事 *employment* を保障することにより、あるいは労働で
きな状態にあるものに対しては生存の手段を確保することにより、そのすべての成員の生活を配慮する義務を負う。

第一条 貧困者に対し必要な救済は、富者の貧者に対する債務である。

第十三条 社会は、その全力をもって公共の理性の進歩につくさねばならないし、また、すべての市民が教育を受けるようにせねばならない。^(四九)

ここで注目すべきは、彼が生存権を主要な人権の第一位にあげていることである。マンフレッド・ブルーは、ロベ

スピエールのこの思想はルソーに起因する、とみて^(五〇)いる。ルソーにおけるかかる思想は、「社会契約論」のなかで、土地所有の条件として、生存するために必要な広さの土地しか占拠しないこと、労働と耕作によって土地を占有することこそが所有の唯一のしるしである、と述べられていることに求めらるべきであろう。^(五一)さらに、草案第一〇条の内容には、労働の権利ならびに社会保障の観念が反映している。しかしながら、彼もまた所有権そのものを否定しないとはいえ、所有権を「神聖にして不可侵の権利」として、ブルジョアジーの階級的利益を保障した一七八九年の人権宣言にたいして重大な修正を加えた。すなわち、ゲルツエンゾンが正しくも指摘しているように、^(五二)彼は所有権を主要なる人権に加えなかった、そして所有権を生存権に従属せしめた。人権宣言草案における所有権の規定はつぎのように表現されている。

第六条 所有権は、各市民が彼に保障された財産の部分享有し、処分する権利である。

第七条 所有権は、他の権利と同じように、他人の権利を尊重する義務によって制約される。

第八条 所有権は、われらの同胞の安全や、自由や、生存 *existence* や、所有権を侵害することはできない。^(五三)

第九条 この原則を破るすべての取引は、本質的に、不法であり、不道德である。

このように、ロベスピエールは、私的所有そのものは肯定しつつも、それに一定の制限を設けんとした。彼は、過度の富、すなわち、富の集中、財産の極端な不平等に反対した。^(五四)彼はこの思想を人権宣言草案の冒頭において述べている。

「富の極端な不均等が多く、悪や犯罪の根源であることを万人に知らせるためには、おそらく革命を必要としなかったであろう。だが、それにも拘らず、われわれは、財産の平等が幻想にすぎないことを信ぜざるをえないのである。私については、自分は財産の平等は私的な幸福よりも公共の福祉にとってより重要である、と信ずる。富裕を絶滅

するよりも、貧乏を名誉なものにする方が一層問題である。……自由を人間の財産の第一のもの、人間が自然から得るもつとも神聖な権利、と規定しながら、われわれは正当にも、自由は他人の権利によって制限をうける、と述べた。なぜ諸君らはこの原則を一つの社会制度である所有権にも適用しなかったのか？」^(五五)

ロベスピエールは、たしかに、財産の平等の実現は市民社会においては不可能である、と考えたようである。ルフェーブルも、「ロベスピエールの考えによれば、われわれの私有財産は悪である。だが、不可避免的な悪である。」と述べている。しかし、だからといって、ゲルツエンゾンのように、ロベスピエールは財産の平等の思想の反対者である、とまではいえないであろう。^(五八)むしろ、彼は、財産の平等を理念として抱いていたのではなからうか。ただ現実には不可能とみたのであろう。それで、彼は私有財産制度が現実に惹起している弊害を認識し、しかも私有財産制度を措定しながら、その矛盾を除かんとした。彼は前掲引用につづいて述べる。

「諸君らは、所有権の行使にたいして最大限の自由を保障するためにたくさんの条項をこしらえたが、しかも諸君らは、所有権の合法的性質を規定するためには一言も述べなかった。そのため、まるで諸君らの宣言は、人間のためにではなく、金持のために、買占業者のために、投機師のために、また専制者のためにつくられているかのようである。私は、つぎのような真理を認めることによって、このような害悪をなくすることを諸君らに提案する。」^(五九)

勿論、彼は、所有を制限しても私的所有制のもたらす矛盾を除去しえないことを認識しうる筈はなかった。そのかぎりにおいて彼は決して空想的社会主義者の系列にも入らない。ここに、彼の革命観の限界も存在する、といえる。

しかしながら、モンタニヤールは生存権の優位と所有権の制限にかんするロベスピエールの草案を採用しなかった。一七九三年六月二十四日に採択されたフランス第一共和国憲法における人権宣言は、第一条で「社会の目的は共同の幸福である」と宣言しつつも、「政府は、人にその自然で消滅することのない権利の享有を保障するために設け

られる」と規定する。しかも、この人権には、「平等、自由、安全、所有権」（第二条）が含まれている。したがって、一七八九年の人権宣言と本質的にかわってはいない。ただ、自由でなく、平等が第一の人権とされたにすぎない。所有権については、「神聖にして不可侵の権利」とは述べられていないが、「所有権は、すべての市民が任意にその財産、その所得、その労働およびその勤労の成果を収益し、処分する権利である」（第一六条）とのみ規定されている。さらに、生活に必要な額を超過する資産者にたいする累進課税と超過しない収入しかもたない者に対する免税措置にかんするロベスピエールの草案（第十二条）も完全に無視された。

しかし、その他の条項においては、労働、社会的扶助、教育の権利等については基本的にはロベスピエールの草案がとり入れられた。即ち――

第二一条 公の救済は、一つの神聖な債務である。社会は、不幸な市民に労働を与えることにより、あるいは労働できない状態にある人たちに生存の手段を確保することにより、不幸な市民を生活させる義務を負う。

第二二条 教育は、すべての者の需要である。社会は、その全力をつくして、公の理性の進歩を促進し、教育をすべての市民に保障しなくてはならない。^{（六〇）}

ルフエールはここに万人の幸福を目標とする社会権が表現されている、とみているが、宮沢教授もまた、社会権の起原をここにみられる。^{（六一）}

つぎに、ロベスピエールは、主権の問題について、一七八九年の人権宣言における国民という表現を拒否し、主権の主体を、明確に人民（peuple）と規定した。これは、共和制の観念を表明する。そして、法は、この人民の意思を表現する、と考えられた。即ち――

第十四条 人民は主権者である。政府は人民のつくったものであり、また人民の所有物である。公務員は、人民の

公僕である。

第十五条 法は人民の意思の自由なかつ厳肅な表明である。^(六三)

それは、「法は総意 *la volonté générale* の表明である」という一七八九年人権宣言における抽象的な表現が否定され、「人民の意思」という具体的な、民主主義的表現にかえられたことを意味する。しかるに、一七九三年憲法では、「法は総意の自由なかつ厳肅な表明である」(第四条)と抽象的表現に後退している。しかし、主権については、「主権は人民に存する。それは、単一にして不可分であり、消滅することがなく、かつ譲渡することができない。」(「人権宣言」第二五条)として、主権が人民に排他的に、全一的に属することを、ロベスピエール草案におけるよりも明確に規定している。^(六四) しかも、人民を説明して、「主権たる人民は、フランス市民の総体 (*université des citoyens Français*) である」(「憲法典」第七条)と規定し、そして、「すべての人々は、本性により (*par la nature*)、かつ法のまゝに、平等である。」(「人権宣言」第三条)と述べる。

さらに、人民主権の具現と理解される抵抗権について検討しよう。一七八九年「人権宣言」は、人権のうちに「圧制への抵抗 (*résistance à l'oppression*) をあげている。(第二条) ロベスピエールは、この抵抗権の思想をさらに、人民の叛乱権の觀念の提起にまで発展せしめた。すなわち――

第二十七条 圧制への抵抗は、他の人権の帰結である。

第二十八条 社会の構成員の唯一人でも圧迫されるときは、社会統一体 (*le corps social*) に対する圧制が存する。社会統一体が圧迫されるときは、その構成員に対する圧制が存する。

第二十九条 政府が人民の諸権利を侵害するときは、反乱 (*insurrection*) は、人民およびその各部分にとって、^(六五) もとも神聖な権利であり、かつ、もとも不可欠な義務である。

圧政に対する人民の抵抗権、叛乱権にかんするこの三つの条項は、殆んど修正されることなく一七九三年憲法のうちにとりいれられた。（第三三条、第三四条、第三五条）人民の抵抗権、叛乱権は、人民主権の必然的な帰結である。但し、この抵抗権、叛乱権は、私有財産制度の認証のうえにたつものであることに注意すべきである。

一八四八年フランス、ドイツにおけるブルジョア民主主義革命の経験をつうじて、マルクスとエンゲルスは抵抗権の思想をさらに展開し、革命権に発展せしめた。マルクスは、一八四九年二月「新ライン新聞」のなかでつぎのように述べている。

「いったん租税の徴収が違法だと宣言された以上、この違法を暴力でもっておこなうとするものを、私は暴力（Gewalt）で撃退してはならないでしょうか？ その立場からみてさえ、われわれは、暴力で駆逐する権利があったのです。ついでながら、国民議会が純合法的な基盤、受動的抵抗を守ろうとしたというのは、まったくほんとうのことです。国民議会にとってとるべき道は二つありました。一つは革命的な道です——この道を議会はとりませんでした。議員諸公は自分の首を賭けなくなかったのです——もう一つは納税拒否で、これは受動的抵抗にとどまるものでした。議会はこの道を進みました。しかし、人民は、納税拒否の実行にあたって革命的基盤に立たなければならなかった。国民議会がどうふるまったかということは、人民にとってけっして規範とならなかったのです。国民議会はそれとしてはなんの権利ももつものではなく、人民が議会に人民自身の権利の擁護を委託しただけです。議会がその委任をはたさないときには、この委任は消滅します。そのときには、人民自身がみづから舞台にのぼって、その専断によって行動します。たとえばある国民議会がある大逆的な政府に身売りをしたとすれば、人民はこの両者、つまり政府をも国民議会をも、追放しなければならぬでしょう。王権が反革命をおこなうなら、人民は十分な権利をもって革命によってこれに答えます。（So antwortet das Volk mit Recht durch eine Revolution.）そのためには、

どんな国民議会の許諾も必要ではありません。」^(六六)

みられるように、ここでは、人民の主権 (Souveränität des Volkes) 、すなわち「革命をおこなう人民の権利」^(六七)が主張されている。そして、エンゲルスもまたマルクス「フランスにおける階級闘争」への序文のなかで革命権 (Recht auf Revolution) についてつぎのように述べている。

「いうまでもなく、わが外国の同志たちは革命の権利を放棄したのではない。革命の権利は、そもそも唯一の真の『歴史的権利』であり、例外なしにすべての近代国家がその存在の基礎をなしている唯一の権利であって、一七七五年に『相続協定』、すなわちいまなお効力をもつ封建制度のかがやかしい確認、によって貴族革命が終了した、かのメクレンブルグでさえその例にもれない、唯一の権利である。革命の権利は、かのフォン・ボクスラウスキー將軍でさえも彼の皇帝に請求したクーデターの権利をひとえにこの人民の権利からひきだしたほどに、ひろく一般人の意識に確固としてとめられているものである。」^(六八)

マルクス、エンゲルスの以上の引用に示されている「革命の権利」はプロレタリアートが参加したフランス、ドイツにおけるブルジョア民主主義革命にかんして述べられたのであるが、本質的には、プロレタリアートの革命権として理解すべきであろう。^(六九)

最後に、フランス大革命における民主主義をその発展においてもっとも典型的に表現した一七九三年フランス共和国憲法における人権宣言が志向した国家の理念はどのように規定すべきであろうか。ルフェーブルは、社会的民主主義 (la démocratie sociale) と規定するが、^(七〇)また、マルクスが一八四八年三月ドイツにおけるブルジョア民主主義革命の要請としての共和制について規定した、民主的・社会的共和制 (Demokratisch-soziale Republik) ^(七一)に近接した国家形態ともいいうるであろう。この場合、民主主義の意義については明確にしておく必要がある。エンゲルス「共

産主義の原理」のなかにはつぎのように述べられている。「民主主義は、私的所有を直接に侵害しプロレタリアートの生存を保障するいっそう徹底した方策を遂行する手段としてただちに利用されなければ、プロレタリアートにとってまったく無益なものとなるであろう。」^(七二) それゆえに、一七八九年——一七九四年のフランス大革命が私的所有という生産関係に觸れえなかったことにもとづくこの革命のプロレタリア的限界を指摘して、マルクスはつぎのように述べている。

「プロレタリアートの三月革命を、一六四八年のイギリス革命とも、一七八九年のフランス革命とも、混同してはならない。

一六四八年にはブルジョアジーは、人民と結んで、王権、貴族、支配的教会とたたかった。

一七八九年の革命には、一六四八年の革命のほかに手本がなかった（すくなくともヨーロッパでは）。一六四八年の革命には、スペインにたいするネーデルランド人の蜂起のほかに手本がなかった。どちらの革命も、年代の点だけでなく、内容の点でも、その手本にくらべて、一世紀の長があった。

どちらの革命でも、現実に、運動の先頭に立った階級は、ブルジョアジーであった。プロレタリアートや、ブルジョアジー以外の市民諸層は、まだブルジョアジーと別個の利害をもっていなかったか、あるいはまだ独自の発展をとげた階級部分になっていなかったか、そのどちらかであった。だから、たとえば一七九三年から一七九四年までのフランスでみられたように、彼らがブルジョアジーに対立したときでも、彼らは、ブルジョアジーのやり方でこそないが、やはりブルジョアジーの利益を貫徹するためにたたかったにすぎない。あのフランスの恐怖政治の全体は、ブルジョアジーの敵である絶対主義や封建制度や旧弊をかたづけける平民的なやり方（*plebejische Manier*）にはかならなかった。

一六四八年と一七八九年の革命は、けっしてイギリスの革命、フランスの革命ではなかった。それらはヨーロッパ的規模の革命であった。それらは、ある特定の社会階級が古い政治秩序に勝利したというようなものではなかった。それらは、新しいヨーロッパ社会のための政治秩序を宣言したものであった。それらの革命で勝利したのはブルジョアジーであったが、その当時には、ブルジョアジーの勝利は、新しい社会秩序の勝利であった。……………一六四八年の革命は一六世紀にたいする一七世紀の勝利であり、一七八九年の革命は一七世紀にたいする一八世紀の勝利であった。この二つの革命は、それが起った当の世界の部分、すなわちイギリスとかフランスとかの必要よりも、むしろ当時の世界の必要を表現していた。^(七三)

そして、エンゲルスもまた「空想から科学への社会主義の発展」のなかで、根本的にはマルクスと同一の見解を述べてつ、すぐれた分析を示している。

「パリの無産大衆は恐怖政治の時代にほんの一時支配権をにぎり、これによってブルジョア革命をブルジョアジーに反対してまでも勝利にみちびくことができたが、しかし彼らはこのことによって、当時の事情のもとでこの支配をながくつづけることがいかに不可能であるかを、証明したにすぎなかった。一つの新しい階級の中核として、この無産大衆からようやく分離しつつあるプロレタリアートは、自主的な政治行動をとることがまだまったくできず、圧迫され、苦悩しつつある階級としてあらわれた。^(七四)」

以上で一七九三年フランス第一共和国憲法における人権宣言の理念としての国家像の分析をおわる。一七九三年憲法における国家機構の構造分析、並に臨時革命政府の性格規定、およびモンタニヤール独裁の階級的本質の規定にかんする論述は、次稿においてなすつもりである。

註

- (一) Marx-Engels Werke. Bd. 17. S. 342.
- (二) a.a.O. S. 336.
- (三) Werke. 22. S. 235.
- (四) レーニン全集、二二巻、三二一頁。
- (五) 全書、全頁。
- (六) ヴエ・エヌ・ストルニコフ「プロレタリアートの独裁の国家型態にかんする学説の発展の歴史から」、「ソヴェト国家と法」誌、一九五九年第四号、三三頁。中村賢二郎訳、香川大学経済論叢、三三巻第一号、一〇九頁。
- (七) レーニン全集、二四巻、五頁。なおレーニンは、「全国家権力を労働者代表ソヴェトにうつす……」と述べている。（全巻、全頁。）
- (八) 全書、全巻、六三頁。
- (九) 全書、全巻、五頁。
- (一〇) Marx-Engels Werke. 4. S. 336.
- (一一) ibid. S. 338.
- (一二) ルソーは「社会契約論」のなかで独裁について述べているが、これを権力の集中、という意味に解している。（J. J. Rousseau. *Contrat Social*. P. 324. 桑原・前川訳、一七二頁。）フランス大革命におけるモンタニヤールの独裁と通常いわれるときには、この意味に用いられていると考えられる。
- (一三) G. Lefebvre, *La Révolution Française*. 1963. P. 149.
- (一四) ルフェーブル「フランス革命」——八九年——、鈴木訳、二三〇頁。
- (一五) 河野健二「フランス革命小史」、九四頁。
- (一六) ソブール「フランス革命」、小場瀬、渡辺訳、上、一二九頁。
- (一七) George E. Rudé, *Die Arbeiter und die Revolutionsregierung*. S. 301. (maximilien Robespierre. 1758-

1794. herausgegeben von Walter Markov. 1958.)

(一八) Henry Michel, L'idée de l'État. 1896. P. 91.

(一九) *ibid.*

(二〇) マチエ「フランス大革命」、岩波文庫、上、一二四頁。

(二二) ルフェーブル「フランス革命」、二三五頁。

(二二) W. Markov, Jacques Roux und Karl Marx. 1965. S. 5.

(二三) Marx-Engels Werke. Bd. I. S. 364. また、エンゲルスも、「反デューリング論」のなかで、「もともと本質的な人権の一つとして宣言されたのは、ブルジョア的所有権である。」と述べている。(*ibid.* Bd. 20. S. 17.)

(二四) *ibid.* S. 315

(二五) *ibid.* S. 369.

(二六) *ibid.* S. 364.

(二七) *ibid.* S. 365.

(二八) *ibid.* S. 370.

(二九) *ibid.* S. 370.

(三〇) *ibid.* S. 370.

(三一) *ibid.* S. 389.

(三二) Auguste Cornu, Karl Marx'stellung zur französischen Revolution und zu Robespierre. (1843-1845.)

(W. Markov, M. Robespierre.) S. 558-559.

(三三) Marx-Engels Werke. I. S. 370.

(三四) テ・イ・オイゼルマン「カール・ハインツェンに対するマルクス、エンゲルスの闘争の特質に寄せて」(「社会・政治思想史論文集」、一九五五年、ソ連科学アカデミ編)、四八四頁。

(三五) A. Cornu, *ibid.* S. 559.

- (三六) Marx-Engels Werke. I. S. 369.
- (三七) *ibid.* S. 390—391.
- (三八) *ibid.* Bd. 20. S. 98—99.
- (三九) シャプリエ法の内容については、柳「福祉国家の研究(二)——フランス革命の時期における生存権・労働権の思想について——」(九大産業労働研究所報)・四二号、昭和四二年三月、五三頁—五五頁を参照せよ。
- (四〇) Jean Jaurès, *Histoire Socialiste*. 1789—1900. Tom. I. P. 606.
- (四一) G.E.Rudé, *Die Arbeiter und die Revolutionsregierung*. S. 321.
- (四二) Albert Soboul, *Das Problem der Arbeit im Jahre II*. S. 151. (Jakobiner und Sansculotten. Herausgegeben von W. Markov. 1956.) なお、彼は、他の著書でも同様に述べている。「立法議会は、ブルジョアジーの利益だけに注意を払い、自由の名のもとに、労働者に結社と団結の権利を拒否した。」(「フランス革命」上、一四六頁—一四七頁)また、「労働の自由が結社の自由につながった。」(A. Soboul, *Précis d'histoire de la Révolution Française*. 1962. P. 158.)
- (四三) Marx, *Kapital*. I. S. 781—782.
- (四四) J・M・トムソン「ロベスピエールとフランス革命」、樋口謹一訳、一九七頁。
- (四五) 小場瀬、渡辺訳「フランス革命」・上、一九〇頁。「訳者のことば」。
- (四六) A. Soboul, *Précis*. P. 222. 「フランス革命」下、一七頁。
- (四九) *ibid.* P. 259. 全書、五二頁。
- (四八) *Oeuvre de Maximilien Robespierre*. Tom. 9. P. 112. なお、吉田静一「市民革命と資本主義」二二四頁参照。
- (四九) *ibid.* P. 463—466. Marc Bouloiseau, *Robespierre: Discours et Rapports à la Convention*. 1965. P. 123—124.
- (五〇) Manfred Buhr, *Jakobinisches in Fichtes ursprünglicher Rechtsphilosophie*. (W. Markov, M. Robespierre.) S. 548—549.

- (五一) J. J. Rousseau, *Contrat Social*. P. 248. 桑原、前川訳、三八頁。
- (五二) ア・ゲルツェンゾン監修「マキシミリアン・ロベスピエール」論説集、一九五九年、モスクワ、二三頁—二四頁。
- (五三) *Oeuvre de M. Robespierre*. T. 9. P. 465. M. Bouloiseau, *ibid.* P. 123—124. 宮沢俊義「憲法」Ⅱ、二七頁参照。
- (五四) ゲルツェンゾン、前掲書、二四頁。ラスキ「フランス革命と社会主義」、一〇〇頁—一〇二頁。(石上、安藤訳書)
- (五五) *Oeuvre de Robespierre*. T. 9. P. 459—461. M. Bouloiseau, *ibid.* P. 117—119. 恒藤武二訳「ロベスピエールの人権宣言草案」(「同志社法学」、第三二号)一〇五頁。
- (五六) ラスキ、石上訳、前掲書、一〇〇頁。エス・ケチエキアン監修「政治学説史」、第二版、一九六〇年、三一七頁。
- (五七) ルフェーブル「ロベスピエールの政治思想について」、柴田訳、七八頁。
- (五八) ゲルツェンゾン、前掲書、二四頁。
- (五九) *Oeuvre de Robespierre*. T. 9. P. 461. Bouloiseau, *ibid.* P. 119. 恒藤訳、一〇五—一〇六頁。
- (六〇) 以上の条項は、J. M. Thompson, *French Revolution*. Documents 1789—94. 1933. P. 239—241. 邦訳については、「人権宣言集」、山本桂一訳、一四三頁—一四六頁。樋口謹一訳「シロンド派人権宣言案と山獄派人権宣言」、「同志社法学」、三四号、八八頁。
- (六一) ルフェーブル、柴田訳書、八〇頁。
- (六二) 宮沢氏「憲法」Ⅱ、二八頁。
- (六三) *Oeuvre de Maximilien Robespierre*. Tom. 9. P. 466. Bouloiseau, *ibid.* P. 124—125.
- (六四) 「フランス革命の研究」、一〇一—一〇二頁参照。しかし、この人権宣言は、一七八九年の権立分立の規定を省いてゐる。
- (六五) *Oeuvre de M. Robespierre*. Tom. 9. P. 468. Bouloiseau, *ibid.* P. 127. 吉田静一、全書、二二二頁参照。
- (六六) Marx - Engels Werke. Bd. 6. S. 256 - 257.
- (六七) *ibid.* Vorwort. S. IX.

- (六八) bid. Bd. 22. S. 524.
 - (六九) ibid. 22. Vorwort. S. XIX.
 - (七〇) Georges Lefebvre, *La Révolution Française*. 1963. P. 356.
 - (七一) Marx-Engels Werke. Bd. 5. S. 496.
 - (七二) ibid. 4. S. 373.
 - (七三) ibid. 6. S. 107—108.
 - (七四) ibid. 19. S. 193.
- 一九六七・一〇・一二——